

京都市監察規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市監察規則の一部を改正する規則

京都市監察規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同室副室長」を「同室コンプライアンス推進課長及び同室行政不服審査課長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)